

佐伯市「おおいた子育てほっとクーポン」活用事業のサービス提供者
の登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市「おおいた子育てほっとクーポン」活用事業実施要綱（平成27年7月1日伺定。以下「実施要綱」という）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 サービス提供者として登録の決定を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登録届（様式第1号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(サービス提供者の登録等)

第3条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、サービス提供者として登録することを決定したときは、「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登録決定通知書（様式第2号）により届出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したサービス提供者について、サービス提供者登録名簿を備え付けなければならない。

(サービス提供者の変更又は廃止届出)

第4条 前条第1項の規定により登録の決定を受けたサービス提供者は、第2条の規定による届出の内容変更が生じたときは「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登録事項変更届（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第1項の登録の決定を受けた後、サービス提供者としての事業を休止し、又は廃止しようとするときは、「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登録廃止（休止）届（様式第4号）により、速やかに市長に届出なければならない。

(サービス提供者の登録の取消し)

第5条 市長は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 前条第2項の「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登録廃止（休止）届を提出したとき。

(2) 役員等（個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることがわかったとき。

(3) この要領に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 過去1年以内に子育てサービスを提供した実績がなく、かつ、将来にわたって提供の見込みがないと認められるとき。

(5) 第8条に規定する請求に不正があったとき。

(6) その他、本事業の実施にあたり、市長がサービス提供者として不適当であると認められたとき。

2 サービス提供者登録の取消しは、「おおいた子育てほっとクーポン」サービス提供者登

録取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（サービス提供者の遵守事項）

第6条 サービス提供者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 本事業の趣旨を理解し、適切な子育てサービスの提供に努めるとともに、当該サービス提供に際しての利用者の安全を確保すること。
- （2） 市長が求めたときにはその利用記録を開示し、提供すること。
- （3） 偽りその他不正の行為によって不正にクーポンの換金を請求しないこと。
- （4） 偽造されたクーポンや利用対象者対象者以外による利用などのクーポンの不正使用を発見したときは、クーポンの受領を拒否するとともに、速やかに市長に通報すること。

（調査等）

第7条 市長は、サービス提供者の提供する子育てサービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該サービス提供者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

（利用料の請求）

第8条 サービス提供者は、請求書（様式第6号）に必要事項を記入し、提供した子育てサービスの利用料の一部又は全部として受領したクーポンを添えて、当該クーポンが使用された日の属する月の翌月末日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容審査し、適正であると認められる場合は、請求書を受領した日から30日以内にサービス提供者に対して支払いを行うものとする。

（クーポン受領額の返還）

第9条 市長は、サービス提供者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けたことが明らかになった場合は、その支払額の一部又は全額を返還させることができる。

（損害賠償）

第10条 子育てサービスの利用に際して起こった事故等については、全てサービス提供者と利用者の間において解決するものとする。

（秘密の保持等）

第11条 サービス提供者は、本事業の実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、登録の取り消し後も同様とする。

（その他）

第12条 この要領に定めるものほか、サービス提供者の登録等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。